

町村)に在住し、委嘱後に周防大島町に住民票を移すことができる方

※応募の対象となる地域要件についてはお問い合わせください。

・普通自動車免許を取得している方

・パソコン操作が可能な方

・心身が健康である方

・地域協力活動に意欲と情熱を持っている方

■勤務地
周防大島観光協会および周防大島町内(業務により町外での活動もあります)

■着任日
平成30年3月1日以降(応相談)

※委嘱期間は年度毎に更新、最長3年間更新できます。

■報酬等
月額17万1300円

■申込期限
平成30年1月31日(水)まで

■応募方法
提出書類により書類審査を行います。審査結果は全員に通知します。

・応募用紙

・履歴書(写真貼付)

・レポート「私が周防大島町で取り組みたいこと」(1000字程度)

・住民票抄本

※応募用紙等は役場政策企画課に取りに来られるか、町ホームページから印刷できます。また、提出書類は郵送、またはご持参ください。返却はいたしません。

■提出先・問い合わせ
〒742-2192
周防大島町小松126-2
周防大島町政策企画課
定住対策班

☎0820(74)1007
FAX 0820(74)1015
メールアドレス
seisakukakaku@town.suo-oshima.lg.jp

■自衛官等募集
防衛大学校学生
●応募資格
高卒(見込み含む) 21歳未満の者

■受付期間(試験日)
・一般 平成30年1月20日(土) 26日(金)(1次試験・2月17日(土))
■問い合わせ
柳井市南町3丁目8番4号
荒田ビル2階
自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22)8199

お知らせ

平成30年度鳥獣被害防止総合対策事業

国の交付金による事業

この事業は、有害鳥獣(イノシシ等)からの被害防止を目的とし、集団農地へ設置する防護柵資材を支援するものです。

■対象となる農地

3戸以上の耕作している集団農地が対象となります。

■防護柵の種類

ワイヤーメッシュ柵に限り、設置は自力施工です。

■資材援助の方法

担当者が現地調査等を行い、国および県へ申請し、決定を受けてから資材を購入・配布します。資材の配布は10〜11月頃になる予定です。

状況によっては、採択されない場合があります。また、交付金に限りがございますので、申請件数が多数の場合は負担金を頂きます。

■防護柵の管理について

防護柵施工後は、原則として農地の継続的な耕作を含め14年以上の管理が必要となります。

ます。

■申込方法

申込書および地籍図を農林課に提出

■申込期限

平成30年1月12日(金)

■問い合わせ

周防大島町農林課
☎0820(79)1002

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金などの「老齢年金」は、所得税法上の雑所得として課税対象になっています。そのため、「老齢基礎年金」を受給されている方には、年間の年金支払総額などを記載した「源泉徴収票」が平成30年1月下旬に送付されますので、確定申告または住民税の申告の際に提出してください。

紛失された場合は、再発行することができまので、年金事務所にお問い合わせください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については課税の対象外(非課税)となっているため、「源泉徴収票」は送付されません。

■問い合わせ

岩国年金事務所
☎0827(24)2222

特設人権相談所

- ◆日時 1月9日(火) 午前9時30分～正午
- ◆場所 大島庁舎
- ◆相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

行政相談所の変更について

橘地区の行政相談所について、橘総合センター空調設備改修工事に伴い、12月から翌年3月までの間、橘総合支所の会議室に変更いたします。

なお、日時(第3火曜日の午後1時30分～3時30分)は変更ありません。

■問い合わせ 総務課 ☎0820(74)1000